

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年1月17日

協議会名: 塩谷町地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
大新東株式会社	塩谷町デマンド交通「えかんべ号」 営業区域: 塩谷町全域及び一部の町外施設 運行日: 月曜～金曜(祝日、お盆、年末年始は除く) 運行時間帯: 8時～17時 運賃: 町内500円、町外800円 (小学生、75歳以上高齢者、障害者 町内300円、町外400円・未就学児 無料)	「住民を巻き込み、自分事化するような仕組みを検討していただきたい。」という助言を受け、町民向け公共交通懇談会を実施し町の公共交通の現状や、今後の公共交通について、意見交換を行った。 いただいた意見や要望を精査し、運行内容の改善に務めていきたい。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。 指標①: 1日あたり平均利用人数 ・目標値: 25人/日 ・実績値: 26人/日 指標②利用促進に関する効果的な広報の実施 ・目標値: 2回 ・実績値: 2回 指標③啓発イベントの開催 ・目標値: 7回 ・実績値: 1回	利用人数は、ほぼ横ばい状況であり、意見箱への意見を参考に、今後の運行内容の改善を図っていきたい。 ②については、広報誌に限らず、インターネットやSNSなども活用し、若年層への情報配信を強化したい。 ③については、小中学生への出前講座や、高齢者が集う催し等に併せて活動を展開していきたい。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年1月17日

協議会名：	塩谷町地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	塩谷町地域公共交通計画 【基本理念】 町民誰もが、困ることなく生活上必要な移動ができるまち 【基本方針】 ①効率的で持続可能な公共交通の運行 ②高校生や高齢者がより移動しやすい公共交通環境の実現 町民の移動状況では、町内主要道から支線道路沿いに集落が点在し、路線バスの利用がほぼ幹線道路沿線に限定されている。高齢者で自動車の運転が困難な町民にとっては、令和2年4月に運行開始したデマンド交通により移動手段を確保できるようになったが、基本方針に掲げる「高校生や高齢者がより移動しやすい環境の実現」に向け、引き続き現状の公共交通サービスを持続的に提供していく必要がある。

令和6年度 塩谷町地域公共交通会議（栃木県塩谷町） （地域内フィーダー系統確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

当町の公共交通機関は日光市～矢板市間の東西方向及び、塩谷町～宇都宮市間の南北方向をつなぐ路線バス、小中学校への通学のためにスクールバス、これに加えて、町内全域をデマンド交通が運行している。

町民の移動状況では、町内主要道から支線道路沿いに集落が点在し、路線バスの利用がほぼ幹線道路沿線に限定されていることや運行ダイヤ、運賃負担の面から、路線バスの主な利用者である学生は家族の送迎に依存する傾向が強い。高齢者で自動車の運転が困難な町民にとっては、令和2年4月に運行開始したデマンド交通により移動手段を確保できるようになったが、公共交通全体の町の費用負担は増加傾向にあり、学生や高齢者がより移動しやすい環境の実現と合わせて、効率的かつ持続可能な公共交通の運行が課題となっている。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

【本計画の基本理念】 町民誰もが、困ることなく生活上必要な移動ができるまち

【基本方針】 ①効率的で持続可能な公共交通の運行 ②高校生や高齢者がより移動しやすい公共交通環境の実現

【公共交通に関する目標】

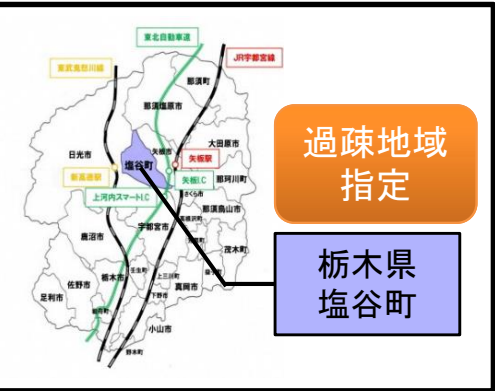
- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 持続可能な運営に向けた運行効率化 | 3 通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直し |
| 2 公共交通の関心度向上 | 4 高齢社会に対応した交通環境の整備 |

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

施策	事業	実施内容
町の拠点や移動需要に応じた公共交通の運行見直し	事業① 乗継拠点の整備 事業② 生活路線バスの運行見直し 事業③ デマンド交通の需要等に応じた運行見直し	・新庁舎へのアクセス環境の整備 ・利用者の利用動向等と合わせた運行内容の見直し、サービス改善の検討
公共交通利用促進に関する効果的な広報の実施	事業① 効果的な情報発信	・広報誌や周知チラシ等での情報発信を実施
公共交通利用啓発イベントの実施	事業① 高齢者向け啓発イベントの実施 事業② 若年層向け啓発イベントの実施	・民生委員協議会等でのデマンド交通啓発イベントの実施
公共交通を活用した通学手段確保策の検討(高校生対象)	事業① バスの運行ルート・運行頻度の見直し 事業② 通学支援・補助策の実施	・生活交通路線バスの運行内容見直しの検討(ルート・頻度・運賃体系等)
スクールバス運用の見直し	事業① スクールバス運行見直し 事業② スクールバス混乗利用	・学校規模適正化と併せた検討
高齢社会に対応した交通環境の整備	事業① 公共交通のバリアフリー化 事業② 高齢者・障がい者への接遇・サービス改善	・交通事業者による社内接遇研修の実施
移動困難者に対する移動手段の確保	事業① 自助・互助・共助での輸送実施の可能性検討	・事例調査、交通部会(庁内勉強会)の実施

アピールポイント

- ・デマンド交通の利用促進については、主な利用者である高齢者の外出促進を目指し、地域の高齢者サロン等の運営者や生活支援コーディネーター等からも事業周知や利用方法の説明・支援を行っていただいている。
- ・このような支援により、地域全体の力で、自力での移動が困難な高齢者でも、生活に必要な移動に限らず楽しみを持って暮らすことができる環境の実現に向けたきっかけが生まれている。



面積	176.06 km ²
人口 (R6.4.1時点)	9,982人
15歳未満	746人
65歳以上	4,152人
高齢化率	41.59 %

交通計画の計画期間

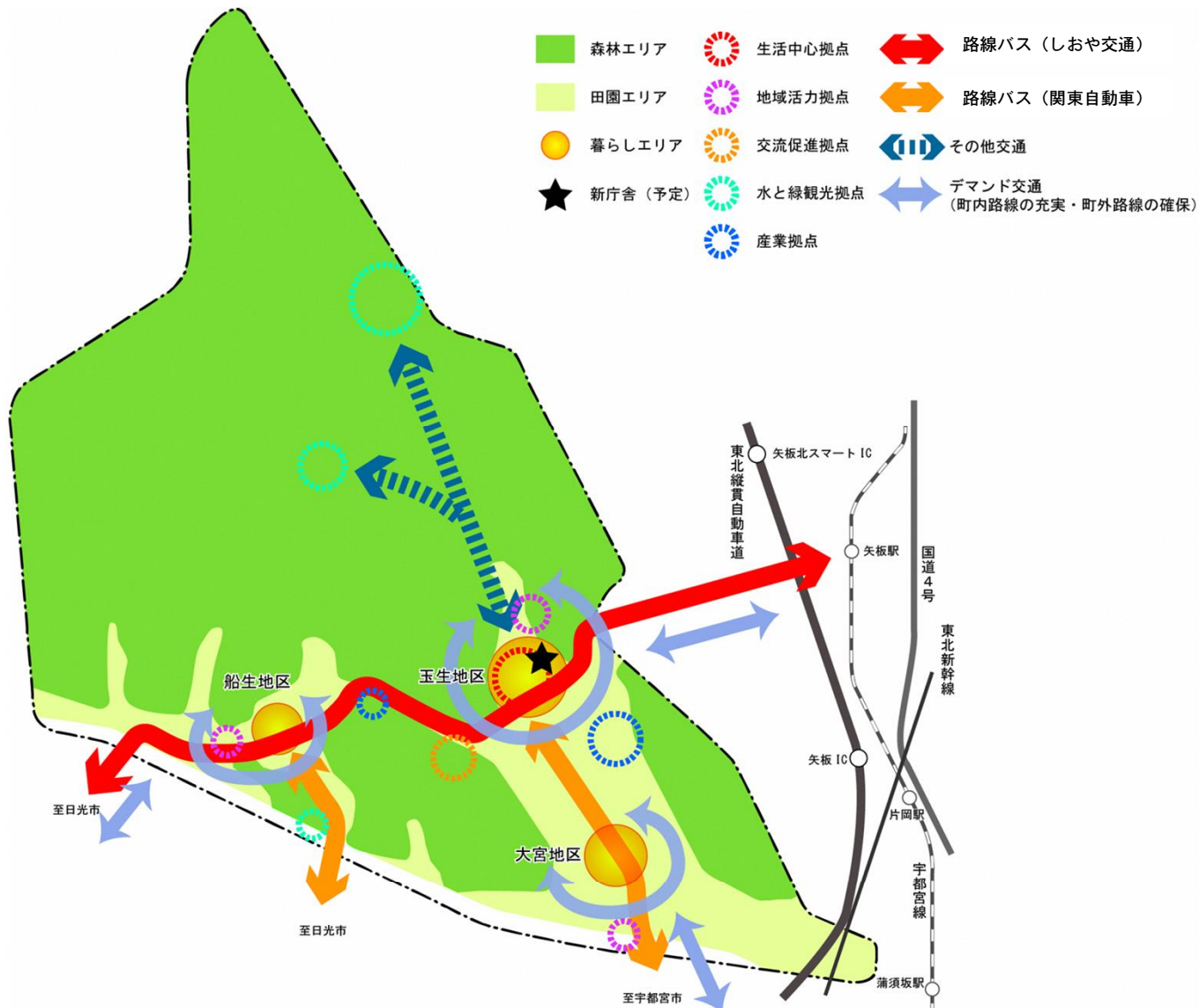
令和4年4月～

令和9年3月

協議会開催状況

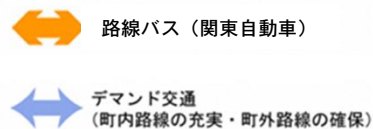
- 【第1回(令和6年6月)】
- ・前年度会議の振り返りと、今年度の予定について(報告)
 - ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について(報告)
 - ・令和5年度地域公共交通計画の評価等について(承認)
 - ・令和7年度生活交通確保維持改善計画(案)及び申請後の軽微な修正を事務局一任とすることについて(承認)
 - ・令和6年度生活交通確保維持改善計画変更届の提出について(承認)
- 【第2回(令和6年11月)】
- ・東西軸の位置づけの見直しについて(協議)
 - ・新たな移動手段について(協議)
 - ・地域公共交通計画の見直しについて(協議)
- 【第3回(令和7年1月)】
- ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について(承認)
 - ・デマンド交通の本格運行について(事前協議)
 - ・地域公共交通計画(改定版)素案の協議(事前協議)
 - ・運賃協議会の設置に伴う地域公共交通会議設置要綱の一部改正及び運賃協議会設置要綱の策定について(承認)

・地域の公共交通体系図



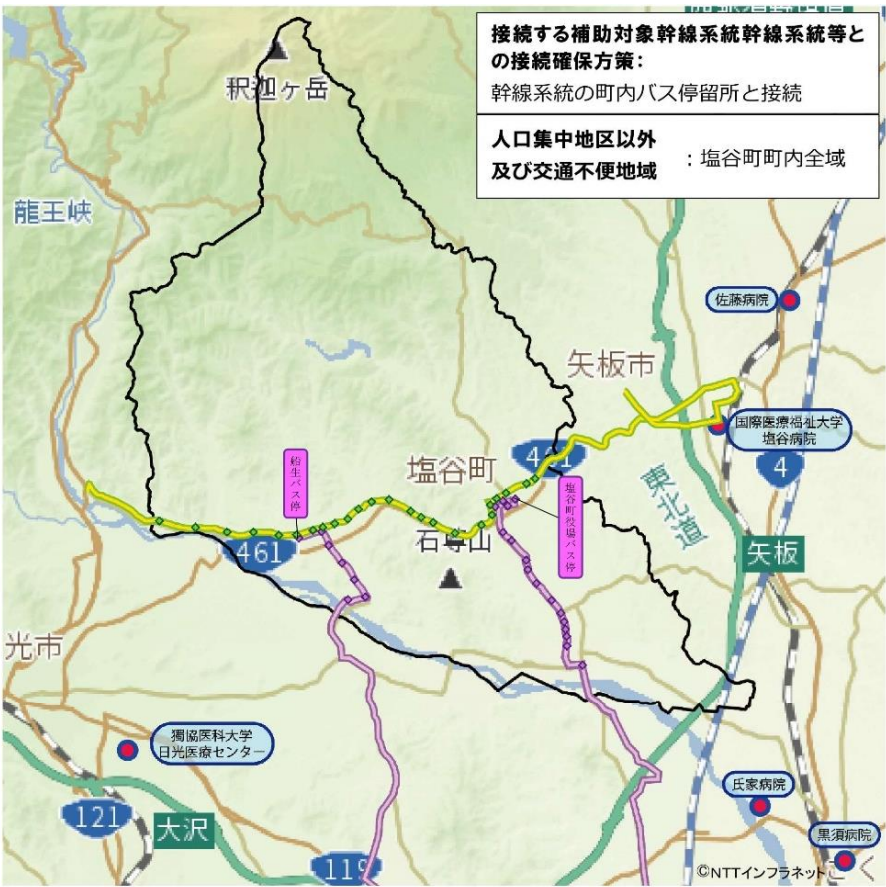
※水と緑観光拠点へのアクセスは、徒歩、自転車等のその他の交通の活用を想定しています。

図 塩谷町の公共交通の役割



※ 左軸の路線バス及びデマンド交通については、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線補助及び地域内フィーダー系統補助）を受け運行しており、今後も引き続き同補助を活用し、現状の公共交通サービスを持続的に提供していく。

・補助対象事業の運行系統図・区域図



凡例	
■ 幹線系統：関東自動車(株)	◆ 幹線系統(関東自動車(株)) 町内バス停留所
■ バス系統：しおや交通(株)	◆ バス系統(しおや交通(株)) 町内バス停留所
● 区間運行場所(×5)	日光市：獨協医科大学日光医療センター
● 矢板市：国際医療福祉大学塩谷病院・佐藤病院	
● さくら市：黒須病院・氏家病院	

運行日時	
運行日	デマンド交通の運行は、平日の午前8時～午後5時までとなります。 ※土・日・祝祭日・お盆(8/13～16)・年末年始(12/29～1/3)は運行しません。

運行時間	
*この時間帯に送迎します。	
便名	1便
	2便
	3便
	4便
	5便
	6便
	7便
	8便
	9便
	10便
	11便
	12便
	13便
	14便
	15便
	16便
	17便

※町外の区間運行(獨協医科大学日光医療センター、国際医療福祉大学塩谷病院について)は午前8時～午後2時まで

・補助対象事業の実績データ(利用者数、収支 等)

登録者数推移

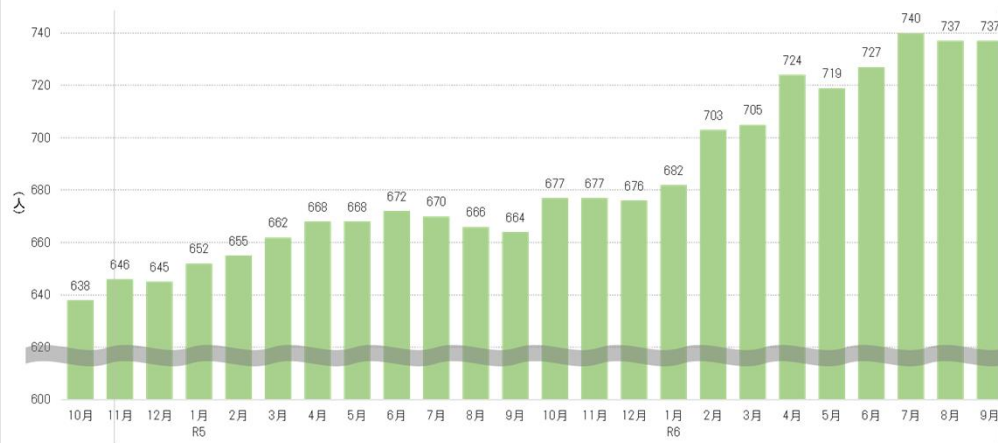


図 登録者数推移(R4.10～R6.9)

※基準日の登録者のみ対象(登録抹消者は含まない)。

平均乗車人数推移

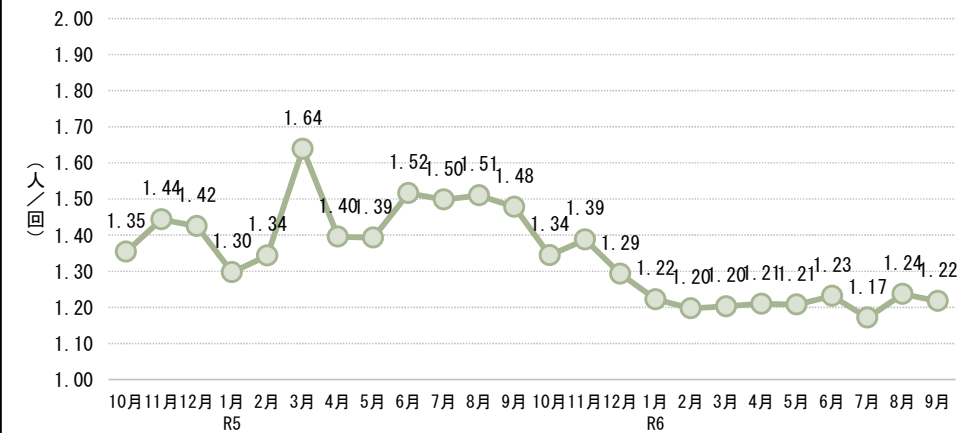


図 平均乗車人数推移(R4.10～R6.9)

利用者数推移

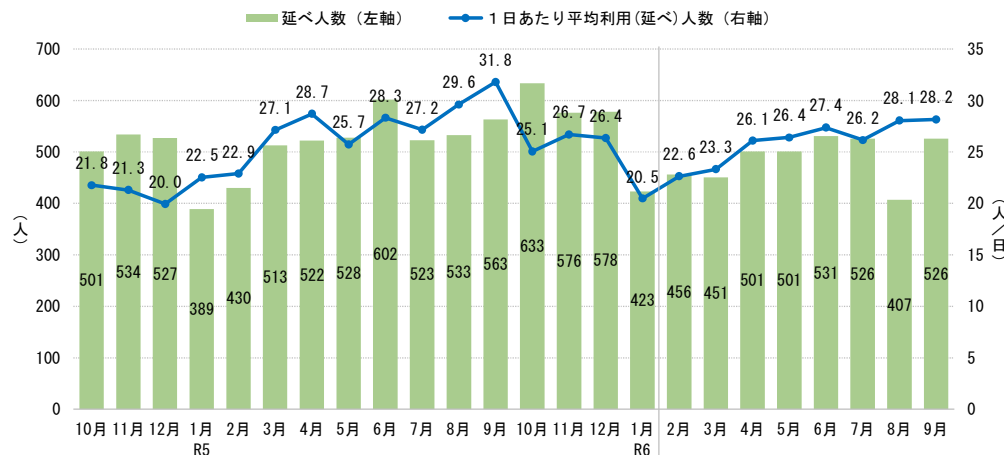


図 月別利用者総数・日平均利用者数推移(R4.10～R6.9)

※ 月ごとの営業日数が異なるため、総数の推移と日平均の推移は必ずしも一致しない。

運賃収入及び収支率推移

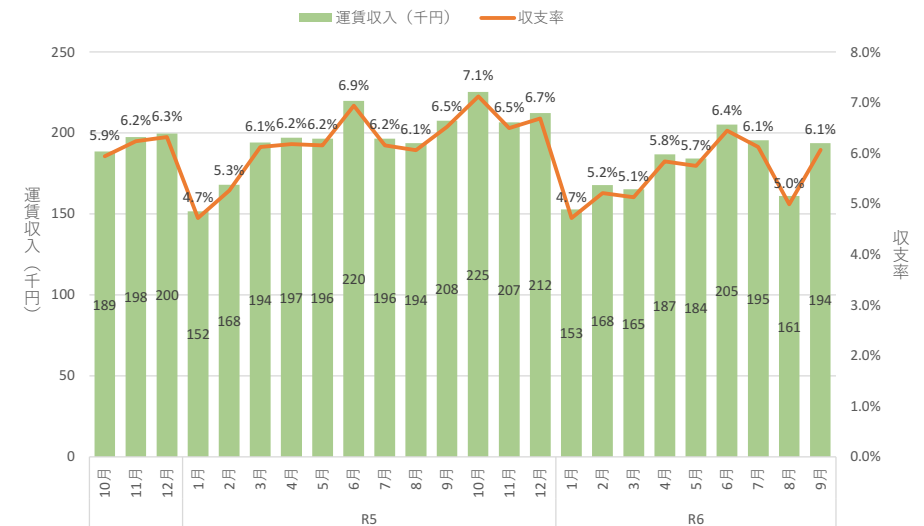


図 運賃収入及び収支率推移(R4.10～R6.9)

・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)

○町内回覧文書による利用促進啓発に係る周知文書(令和6年4月)

回覧

令和6(2024)年4月25日

町民の皆様へ

デマンド交通えかんべ号の運行内容の拡充について

令和6年4月から「デマンド交通えかんべ号」の運行内容が拡充されました。
主な変更点は、

- ①町外の目的施設(行けるところ)の追加
- ②土曜日運行の開始
- ③営業時間の拡大

今後の利用状況や皆様の意見を参考に、できるだけ今後も便利向上を図ってまいります。

皆様の積極的なご利用をお待ちしております。

○4月からのデマンド交通えかんべ号の運行内容

行き先 (行けるところ) 町内	【全域】 町内であればスーパー、銀行、近くのバス停、お友達の家など …どこでもOK!
町外	【日光市】 獨協医大日光医療センター・新高徳駅 【矢板市】 塩谷病院・佐藤病院・矢板駅・矢板高校 【さくら市】 黒須病院・氏家病院
運行時間※	平日 7:00~20:00 土曜日 7:00~18:00
運賃(片道)	【大人(中学生以上)】 町内: 500円 町外: 800円 【小学生以下、高齢者(75歳以上)、障がい者】 町内: 300円 町外: 400円 【未就学児】 無料

※行き先などによって運行時間帯に制約があります。詳細は裏面をご覧ください。



デマンド交通ってなに?

デマンド交通「えかんべ号」は、通学・通院・買い物などの移動手段として、自宅や目的地までを送迎する事前予約制の乗合の車です。公共交通機関が少ない町で、地域内の移動手段や地域外に出るために、バスへ乗り継ぐ手段として、町が有料で行うサービスです。

誰でも使えるの?

塩谷町民であれば、事前の利用登録をしていただくことで、誰でもご利用できます。利用登録や利用方法は右QRコード(町ホームページ)より、または担当へお問合わせください。



問合せ 塩谷町くらし安全課 地域安全担当 電話 0287-45-1115

【裏面】

【運行曜日・時間についての補足】

○運行時間について

- ・平日 7:00~20:00 (最終乗車は矢板駅、新高徳駅18:30を予定)
- ・土曜日 7:00~18:00 (最終乗車は矢板駅、新高徳駅16:30を予定)
- ※1 朝7~8時は、目的地を矢板高校、矢板駅、新高徳駅とする、**町内⇒町外便**のみ運行。
- ※2 夕方17時以降は、出発地を矢板高校、矢板駅、新高徳駅とする、**町外⇒町内(自宅)便**のみ運行。
矢板駅発の時間は16:30発、17:30発、18:30発
- ※3 町外の施設のうち、塩谷病院・日光医療センターへは**8時~15時の間で運行**



【予約方法について】

○予約受付時間 平日・土曜日8~17時

- ①電話 ご利用日の1週間前から。ただし、7~9時までの予約は前日まで
- ②オンライン予約申請
右QRコードより申請できます。
予約は予約センターから予約完了の連絡(メール)が届いてからの成立となります。
●当日の予約・変更・キャンセルは電話のみ8~17時まで受け付けます。
予約センター連絡先 0287-48-7455
●月曜日・祝日翌日の予約の場合は、金曜日または祝日前日17時までにご利用いたします。



Q. 予約可能な期間は?

- A. 運行日の~17時までの申請であれば、翌運行日以降から翌月末日まで予約申請可。
複数日まとめて予約も可能です。(例) 5月1日からは6月末までの予約申請可

その他 町内を走る民間の路線バスについて

関東バス

町と宇都宮市を結ぶ路線で、宇都宮市内の高校や駅にアクセスできます。

- 船生線 船生~塩野室~石那田~JR宇都宮駅
- 玉生線 玉生車庫~JR宇都宮駅~駒生営業所
- 【問い合わせ】 関東自動車株式会社 電話 028-634-8131



関東バスHP

しおや交通

東武新高徳とJR矢板駅を結ぶ路線で、駅のほか矢板市内の高校、塩谷病院等にアクセスできます。
運行ダイヤ、定期券の取り扱いなどについては、直接しおや交通株式会社までお問い合わせください。
【問い合わせ】 しおや交通株式会社 電話 0287-46-0011

・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)

○今年度から開始された公共交通利用促進策の通学費補助制度に係る町広報文書(令和6年7月)

※同内容を、高等学校にを經由し、町内から通学している学生へ周知

高等学校等通学費補助金制度が始まります



～高校生等通学定期購入費用の一部助成～

町では、地域公共交通の利用促進を図り公共交通の持続可能性を高めること及び、通学における経済的負担の軽減を図ることで、本町に住み続けて塩谷町外へ通学できる環境を向上することを目的とし、通学定期購入費用の一部を助成する事業を開始します。(令和6年4月購入分から対象)
助成は町内に在住し高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、予算の範囲内においてとなります。
概要は次のとおりです。

対象者	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程に通学定期券等を購入し通学している、町内在住の生徒の保護者。
申請方法	所定の申請書に必要書類を添付し、町くらし安全課へ提出してください。 (郵送で提出いただくこともできます。) 申請者は生徒の保護者です。 ※申請書は、町くらし安全課窓口(令和6年9月以降)にて配布又は、町のホームページからダウンロードできます。
通学方法 (※1)	公共交通機関等(鉄道・路線バス・デマンド交通えかんべ号)
補助金額 (※2)	通学定期購入額の1/2 (上限10,000円/月 100円未満切捨)
添付書類 (※3)	(1) 学生証又は在学証明書の写し(毎年度初回申請時のみ) (2) 金融機関の通帳の写し(初回申請時のみ) (3) 定期乗車券の写し又は購入金額・履歴が分かるもの(鉄道・バスのみ)
申請時期 (※4)	年2回【前期】4月～9月分までは、10月1日～31日(土日祝除く) 【後期】10月～3月分までは、3月3日～31日(土日祝除く)

- ※1 自宅から学校までの経路が対象となります。
※2 えかんべ号は月20回以上の利用者が対象です。(片道1回という考え方)
一月の利用合計金額＝定期券購入額として計算します。
※3 2回目以降の申請時、前回と違う口座を希望される方のみ、通帳の写しを添付してください。

(購入金額・履歴が分かるもの 例)

JR・東武鉄道:券売機にて発行できる購入履歴等

関東自動車:定期券購入時の領収書又は、購入履歴について町から照会を行うことに対しての、同意書にて代えることも可能です。(令和6年4～9月購入分のみ。)

えかんべ号:町で利用状況の確認が可能のため不要です。

- ※4 申請時に必要となりますので、IC定期券を利用される方は、定期券等更新前に表・裏両面をコピーして保管してください。



詳細な内容については、
塩谷町ホームページを
ご覧ください。

問合せ先
町くらし安全課
TEL:45-1115

塩谷町公共交通懇談会の開催について

令和6年4月よりデマンド交通えかんべ号の運行内容を暫定的に拡充しております。利用状況や住民意向を参考に、今後の運行内容を検討し、町民の皆様から意見を伺いたく、下記のとおり懇談会を開催します。利用者はもちろん、今後利用を考えている方々、学生、その保護者の方々のご参加を特にお待ちしております。

記

- 1日時 令和6年8月10日(日)18時から
2場所 塩谷町役場1F会議室C
3内容 公共交通の現状、通学補助金制度説明、意見交換等
4その他 事前申込不要です。町民の皆様の声をお聞かせください。



中学生・高校生 通学費補助金制度

～町外への通学をサポート!～

通学定期の半額、上限月10,000円を補助します
4月～9月利用分は10月、
10月～3月利用分は3月に
まとめて申請してね!

補助の対象

- 次のすべてに該当する中・高生の保護者。
 - 町内に住所を有する。
 - 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部・高等部、高等学校及び専修学校の高等課程に在籍している。
 - 公共交通機関(鉄道・路線バス等)の通学定期を利用、またはデマンド交通えかんべ号を月20回以上利用している。
- ※自宅から学校までの経路のみ対象。スクールバスの定期券は対象外です。
※えかんべ号は片道1回と数えます。

補助金額 ※予算の範囲内での補助

通学定期購入額の1/2 (上限10,000円/月 100円未満切捨)
デマンド交通えかんべ号は、ひと月の利用合計金額＝定期券購入額として計算します。

例)ひと月の購入額が30,000円の場合→上限の10,000円の補助
ひと月の購入額が16,100円の場合→100円未満を切り捨てて8,000円の補助

申請時期

【前期】利用期間が4月～9月分は10月1日～10月31日に申請。
【後期】利用期間が10月～3月分は3月1日～3月31日に申請。
※町くらし安全課窓口での申請の受付は土日祝祭日を除きます。
※定期券の有効期間が前期と後期をまたぐ場合は、有効期間終了後の申請時期に申請してください。ただし、卒業年度に卒業後まで有効な定期券を購入した場合は、購入した年度の3月に申請してください。(3月分までが補助対象です。)
例)有効期間が4月20日～10月19日の6か月定期券 → 3月に申請
有効期間が1月20日～4月20日の3か月定期券(4月以降も在籍) → 次年度の10月に申請
有効期間が1月20日～4月20日の3か月定期券(3月で卒業) → 購入年度の3月に申請

申請方法

定期券購入

- 通学定期券を購入したとき、購入金額・利用区間・有効期間がわかるものをとっておきます。
●ICカードは、定期券更新の際に前の印字情報が消えてしまうため定期券更新前に表・裏両面をコピーしておいてください。
(Suica、PASMOなど)
●関東バスのtotoraは購入時の領収書を保管しておいてください。
●モバイル定期券は、会員メニューサイトから利用明細書を印刷したものをご用意ください。(モバイルSuicaなど)
※デマンド交通えかんべ号は、町で利用状況の確認が可能のため、購入履歴の証明は不要です。

切符や回数券、ICカードのチャージ料金での利用は補助の対象になりません。



申請

申請に必要な書類を用意します。

- 申請書兼請求書
※町くらし安全課窓口にて配布。町ホームページからもダウンロード可能。
- 学生証または在学証明書の写し ※年度初回申請時のみ。
- 鉄道・バスの場合は、定期乗車券の写しまたは購入金額・利用区間・有効期間がわかるもの
- 金融機関の通帳の写し
※初回申請時のみ。2回目以降の申請の際に、前回と違う口座を希望される方は、通帳の写しが必要です。

書類を町くらし安全課へ提出します。

課窓口へ持参(受付時間は平日8:30～17:15)または郵送にて受け付けます。



交付決定

補助金の交付が決定したら、
申請書兼請求書に書かれた連絡先へ
町くらし安全課よりご連絡します。



町ホームページは
こちらから
ご覧ください。

問合せ先:塩谷町 くらし安全課 地域安全担当
TEL:0287-45-1115

・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)

○公共交通懇談会案内(令和6年8月)

▼説明資料



路線バス



デマンド



鉄道

塩谷町民向け 公共交通に関する懇談会

1日 時 8月10日(土) 午後6時から

2場 所 塩谷町役場 1F 会議室C

3内 容 ・町の公共交通機関について
・通学補助金制度について
・意見交換等

4その他 事前申込不要です。
皆様の声をお聞かせください。

塩谷町公共交通懇談会の開催について

令和6年4月よりデマンド交通えかんべ号の
運行内容を暫定的に拡充しております。

利用状況や住民意向を参考に、今後の運行内
容を検討するうえで、町民の皆様から意見を伺
いたく、懇談会を開催します。

利用者はもちろん、今後利用を考えている
方々、学生、その保護者の方々のご参加を特に
お待ちしております。